

クラブウグループ贈収賄等防止規程

第1条 (目的)

本規程は、クラブウグループが事業を遂行する国・地域に適用されるすべての贈収賄の禁止に関する法規制（以下「贈収賄防止関連法令」という。）およびクラブウグループの規程等を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践することにより、ステークホルダーからの信頼を確保し持続的な企業価値の向上を図ることを目的とする。

第2条 (法令等の遵守)

クラブウグループの役職員等は、クラブウグループ倫理綱領2.「すべての法律、ルールおよびその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって行動します。」に基づき、贈収賄防止関連法令および本規程を遵守しなければならない。

第3条 (用語の定義)

本規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 「クラブウグループ」とは、以下に定める会社をいう。

- ① 倉敷紡績株式会社（以下「クラブウ」という。）
- ② 別紙に掲げるクラブウの関係会社

(2) 「クラブウグループの役職員等」とは、以下に定める者をいう。

クラブウグループの取締役、監査役、執行役員、従業員、派遣社員、契約社員、その他クラブウグループの事業または業務に従事する者

(3) 「公務員等」とは、以下に定める者をいう。

政府または地方公共団体の公務に従事する者、政府関係機関の事務に従事する者、裁判所等の司法機関の公務に従事する者、政府等から特に権益を付与された企業等の役職員、政党の役職員、公職の候補者、国際機関の公務に従事する者、その他上記に準ずる者

(4) 「代理店等」とは、以下に定める者をいう。

代理店、代理人、コンサルタント、エージェント、販売業者などその名称の如何を問わず、クラブウグループのために情報の提供または取引の媒介、代理、あっせん等の役務提供を行う法人または個人

第4条 (適用範囲)

本規程は、クラブウグループの役職員等に適用する。

第5条 (贈収賄等の禁止)

クラブウグループの役職員等は、自国内外を問わず、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 日常的な行政サービスの手続きの円滑化または迅速化のために、公務員等に対して金銭その他の利益を供与すること（ファシリテーション・ペイメント）、または当該供与を取引先が行うことを承認すること。
- (2) 営業上の不正の利益を得る目的（不正に事業上の便宜を獲得しまたは維持する目的を含む。以下同じ。）で、公務員等に対し、直接または間接に、金銭その他の利益を供与し、約束し、もしくは申し出ること、またはこれらの行為を取引先が行うことを承認すること。なお、本号は、現地における法令、社会慣習、生活水準等を踏まえ社会通念上相当と認められる贈答・接待および寄付・助成（以下「贈答・接待等」という。）を禁止するものではない。
- (3) 営業上の不正の利益を得る目的で、他の事業者（法人・自然人を問わない。以下同じ。）の役職員に対し、直接または間接に、金銭その他の利益を供与し、約束し、もしくは申し出ること、またはこれらの行為を取引先が行うことを承認すること。なお、本号は、現地における法令、社会慣習、生活水準等を踏まえ社会通念上相当と認められる贈答・接待等を禁止するものではない。
- (4) 不正に事業上の便宜を獲得させまたは維持させることの対価として、公務員等または他の事業者に対し、直接または間接に、金銭その他の利益を要求し、收受を約束し、または收受をすること。
- (5) 他の事業者が、公務員等または当該他の事業者以外の事業者に対し、営業上の不正の利益を得る目的で金銭その他の利益（なお、現地における法令、社会慣習、生活水準等を踏まえ社会通念上相当と認められる贈答・接待等はこれに含まれない。）を供与し、約束し、もしくは申し出ることを幫助し、斡旋し、またはこれらの行為を行うことを目的とした協議に参加すること。

第6条 （健全な取引関係の構築）

クラブウグループの役職員等は、適法かつ疑義のない相手のみと事業を遂行するとともに、これらの者との契約書に贈収賄を禁止する旨の条項を導入するなど、健全な取引関係を構築するよう努めなければならない。

第7条 （代理店等に対する支払い）

クラブウグループの役職員等は、代理店等に対する支払いが、公務員等への不正または違法な働きかけのために利用されまたは利用されるおそれがある場合、当該支払いを行ってはならない。

第8条 （取引内容の記録および保管）

クラブウグループの役職員等は、贈収賄防止関連法令と本規程の遵守に関する説明責任を果たすため、すべての取引に関して会計帳簿を事実に基づき正確に記録

し、関連帳票をクラブウグループの規程等に従い、適正に保管しなければならない。

第9条 (教育および周知)

リスク管理・コンプライアンス委員会事務局は、クラブウグループの役職員等に対し、贈収賄等の防止の重要性および本規程の内容について、周知し、教育する。

2. リスク管理・コンプライアンス委員会事務局は、前項に定める周知の状況について定期的に確認する。

第10条 (報告)

クラブウグループの役職員等は、贈収賄防止関連法令もしくは本規程に違反した事実またはそのおそれがあることを認識した場合は、適時適切な処置を実施するために、速やかに所属上長およびリスク管理・コンプライアンス委員会またはクラブウグループ内部通報規程に定める内部通報窓口に通報、相談または報告しなければならない。

2. クラブウグループの役職員等は、国内外を問わず、公務員等から、利益の提供の要求またはその要求と疑われるおそれのある行為を受けた場合、速やかにリスク管理・コンプライアンス委員会に報告し、その指示に従って対応しなければならない。リスク管理・コンプライアンス委員会は、当該報告を受けた後直ちに、当社の関係部署と連携して、必要な対応を行うものとする。

第11条 (改廃)

本規程の改廃は、リスク管理・コンプライアンス委員会が決定する。

附 則

本規程は、2024年1月4日から施行する。

制定、改定履歴

制定：2024年1月4日

別紙

関係会社一覧

会社名
大正紡績株式会社
株式会社クラボウインターナショナル
倉敷繊維加工株式会社（佛山倉敷繊維加工有限公司）
東名化成株式会社
クラボウケミカルワークス株式会社
シーダム株式会社
エコー技研株式会社
クラボウプラントシステム株式会社
株式会社クラボウテクノシステム
株式会社山文電気
株式会社セイキ
日本ジフィー食品株式会社
株式会社倉敷アイビースクエア
株式会社クラボウドライビングスクール
恒栄商事株式会社
クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル有限会社
タイ・クラボウ株式会社
タイ・テキスタイル・デベロップメント・アンド・フィニッシング株式会社
株式会社クラボウ・マヌンガル・テキスタイル
クラボウ・ベトナム有限会社
倉紡貿易（上海）有限公司
クラシキ・ケミカル・プロダクツ・ド・ブラジル有限会社
広州倉敷化工製品有限公司
広州倉福塑料有限公司